

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算 定 項 目				合成 単位数	算定 単位		
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合	39 単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2349単位	日割の場合	77 単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3727単位	日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定め る場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287 単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179 単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合		220 単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(2) 短時間の身体介護が中心である場合			163 単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実 施減算	イ 1週当たりの標準的 な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を 定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3 単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満の		2 単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合			2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者 等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 2 0 人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス特別地域加算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 加算			
A2	6002	訪問型独自サービス特別地域加算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算				1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算				1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算				1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算				1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算				1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算				1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位 加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位 加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位 加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位 加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算				1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算					
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算					
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）		所定単位数の 221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）		所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）		所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）		所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）		所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）		所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）		所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）		所定単位数の 158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）		所定単位数の 142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）		所定単位数の 139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）		所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）		所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）		所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）		所定単位数の 76/1000 加算			

黄色の網掛けは赤字は、R6.4.1で改正

水色の網掛けは、R6.4.1から新設

緑色の網掛けは、R6.6.1から新設

※ 合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。